

【延長保育について】

*** 短時間認定 ***

保育時間は 8 時間

原則

8 時～16 時の利用

- 延長保育時間 朝 7 時～8 時 タ 16 時～19 時(土曜 18 時)
- 未申請での延長保育
 - 朝 7 時～8 時 850 円／30 分毎に料金加算
 - タ 16 時を超えると 850 円／30 分毎に料金加算
- 閉園時間を過ぎると遅延金
 - 19 時(土曜 18 時)を超えると 850 円／15 分毎に料金加算

短時間認定	7:00	8:00		16:00	19:00
	朝の延長保育			タの延長保育	閉園
	未申請金 850円/30分	短時間（8時間）		未申請金 850円/30分	遅延金 850円／15分毎

*** 標準時間認定 ***

保育時間は 11 時間

原則

7 時 30 分～18 時 30 分の利用

- 延長保育時間 朝 7 時～7 時 30 分 タ 18 時 30 分～19 時
- 未申請での延長保育
 - 朝 7 時～7 時 30 分 850 円／30 分毎に料金加算
 - タ 18 時 30 分を超えると 850 円／30 分毎に料金加算
- 閉園時間を過ぎると遅延金
 - 19 時(土曜 18 時)を超えると 850 円／15 分毎に料金加算

標準時間認定	7:00	7:30		18:30	19:00
	朝の延長保育			タの延長保育	閉園
	未申請金 850円	標準時間（11時間）		未申請金 850円	遅延金 850円／15分毎

【延長保育料・未申請金・遅延金】

◇仕事等の都合で「保育短時間」「保育標準時間」いずれも認定された保育時間帯を超える必要がある場合は、延長保育の申請をしてください。

◇延長保育利用料やおやつ代（横浜市子ども青少年局の指導に基づく）をご負担いただきます。

◇延長利用料金とおやつ代は保護者ご指定の預金口座から3ヵ月毎に自動引き落としとなります。

◇事前申請による登録制・・・原則、前月末までに利用の申請をしてください。

※ただし、事情によっては前日まで受け付け可

◇朝と夕方の延長保育、それぞれ30分単位の延長料金がかかります。

「1ヵ月利用」と「1ヵ月に10日間以内の利用」のどちらかで申請してください。

*** 延長保育の利用料等 ***

基本利用料 (30分あたり)	1ヵ月に10日間以内の利用 850円
	1ヵ月利用 1700円
おやつ代	1食50円×喫食日数
未申請金	1回につき30分ごと850円 申請なしでの利用
遅延金	1回につき15分ごと850円 閉園時間を超えた時

*** 利用料の減免 ***

ごきょうだいで延長保育を利用する場合、第2子は第1子の50%、第3子以降は第1子の100%を減免し、保護者負担を軽減します。

利用料単価一覧表 (30分単位)				
利用日数	階層区分	第1子	第2子	第3子以降
10日間以内	C・D・E	850円	420円	0円
	A・B	420円	210円	0円
1ヵ月 (11日間以上)	C・D・E	1700円	850円	0円
	A・B	850円	420円	0円

*** 利用料について ***

◇おやつ代 延長保育のおやつ開始時間は 18 時 30 分です。

おやつ代は延長保育申し込み日数分ではなく、喫食分を請求します。

0 歳児は離乳食との関係もありますので、お茶のみにさせていただきます。

◇未申請金 申請がないまま延長保育を利用した場合「未申請金」をご負担いただきます。

登録済申請日数・申請時間を超える予定があれば事前に申請し直してください。未申請で超えた利用は「未申請金」をご負担いただきます。

◇遅延金 閉園時間(平日 19 時・土曜 18 時)を 1 分でも超過しますと

遅延金を徴収します。